

オンライン申請時の手数料納付に関するお知らせ

令和 6 年 3 月
厚生労働省大臣官房総務課
公文書監理・情報公開室

厚生労働本省に対する行政文書開示請求・保有個人情報開示請求のオンライン申請を行った場合の手数料は、現在、オンラインによる納付を行えず、収入印紙での納付をお願いしているところです。

今般、オンライン申請におけるオンライン納付の処理等を行う機能を持つ連携先であるデジタル庁のサービスの準備の遅れのため、令和6年4月を予定していた当省の開示請求に係る手数料のオンライン納付の再開を、延期させていただきます。

現時点でオンライン納付の再開時期は未定ですが、連携先サービスの準備が整い次第、再開する予定です。それまでの間、引き続き、当室まで収入印紙を送付または持参いただきますようお願いいたします。

なお、e-Gov 電子申請からオンライン申請は引き続き可能です。

具体的には、

◆開示請求手数料

対象となる行政文書・保有個人情報を特定した後、当室より必要な手数料額を申請者へご連絡し、その金額に応じた収入印紙を送付または持参いただく

◆開示実施手数料（行政文書開示請求のみ）

・「開示の実施方法等申出書」に必要な収入印紙を貼付し、（必要に応じて郵便切手とともに）送付または持参いただく

・オンライン申請で開示の実施方法等申出を行い、別途、必要な収入印紙と郵便切手を送付または持参いただく

こととしています。

なお、開示請求手数料の金額は、これまでと同様、オンライン申請の場合は1件につき200円です。

皆さまには、お手数をおかけすることと存じますが、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。